

■ドイツ：政府、脱原子力による事業者損失を補償する法案を閣議決定

連邦政府は2018年5月23日、2011年の脱原子力による事業者の損失を補償するための法案を閣議決定した。ドイツの原子力発電所は、2002年原子力法により割当てられた残存発電量（2000年以降発電することができる電力量）を使い切ったものから順次閉鎖されることになっていたが、2011年の原子力法の改正により大手電力会社のRWEとバッテンファルが権利を持つ3発電所は、残存発電量を使い切る前に閉鎖された。この未使用分の残存発電量に対して、連邦政府は補償を行う義務があるとの判決が2016年に連邦憲法裁判所で下されていた。今回の原子力法改正により、両社は出資比率に応じて補償を受けるか、または残存発電量を他社に売却することが認められた。また、連邦政府は2010年10月に原子力発電所の運転期間を平均12年延長する法改正を行ったが、この際に行われた安全対策強化のための投資も補償の対象となる。補償額は2011年8月～2022年末の卸電力価格より算定されるため、正確な額は未確定であるが、連邦政府は総額数億ユーロ程度と見積もっている。今回の法改正に対して、RWEは残存発電量を他社に売却するとしているが、バッテンファルは、補償額に金利が考慮されていないこと等を不服として法案を拒否する姿勢を示している。同社は米国ワシントンDCの国際投資紛争解決センターにも仲裁を要請しており、連邦政府に対して57億ユーロの補償を求めている。